

平成26年第2回（11月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（11月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時30分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	4
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	9
日程第6 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	10
日程第7 議案第11号 専決処分の承認について（平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））	12
日程第8 議案第12号 専決処分の承認について（平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	14
日程第9 議案第13号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	17
日程第10 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	26
日程第11 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	28
日程第12 議案第16号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	29
日程第13 議案第17号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者	

	医療特別会計補正予算（第1号）	30
日程第14	一般質問（21番佐中議員）	33
	（28番片山議員）	36
議了宣告		37
広域連合長の閉会挨拶		38
閉会宣告（午後3時35分）		38
会議録署名		39

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第19号

平成26年11月6日(木曜日)KKRホテル広島「安芸」

出席議員

1番	金子	和彦
2番	平木	典道
3番	母谷	龍典
4番	八條	範彦
5番	林	敏夫
6番	神田	隆彦
7番	稲田	雅士
8番	分野	達見
10番	今岡	芳徳
11番	稲葉	誠一郎
12番	丸山	茂美
13番	沖原	賢治
14番	竹内	光義
15番	西川	健三
16番	寺尾	孝治
17番	角田	俊司
18番	児玉	史則
19番	山本	一也
20番	上原	貢
21番	佐中	十九昭
22番	馬上	勝登
24番	中本	正廣
26番	浜田	明利
28番	片山	元八郎

欠席議員

9番	藤本	友行
23番	出下	孝
25番	真倉	和之
27番	福田	義人

説明員

広域連合長	藏田	義雄
副広域連合長	入山	欣郎
副広域連合長	平谷	祐宏
代表監査委員	高見	貞四郎
広域連合事務局長	小林	秀行

広域連合事務局次長兼総務課長	竹 田 幸 生
業務課長	山 川 聡 吉
総務課企画財政係長	平 田 好 一
業務課課長補佐兼賦課収納係長	伊 崎 喜 教

議事補助員

議会事務局長	本 越 秀 己
議会事務局次長	末 友 美 恵
書記	池 田 英 樹

議事日程（第1号）

（平成26年11月6日 午後1時30分開議）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第5 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第6 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第7 議案第11号 専決処分の承認について（平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））

日程第8 議案第12号 専決処分の承認について（平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

日程第9 議案第13号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第10 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について

日程第11 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等

- に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 一般質問
-

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 30 分 開 会

○広域連合議会事務局長（本越秀己）

申し上げます。本日の定例会は、議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、江田島市の山本議員が年長でございますので、山本議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（山本一也）

ただいまの出席議員 24 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 26 年第 2 回広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広島県後期高齢者医療広域連合、広域連合長の御挨拶があります。広域連合長よろしく願いします。どうぞ。

◎広域連合長（藏田義雄）

皆さんこんにちは。平成 26 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本年 5 月より、広島県後期高齢者医療広域連合長選挙におきまして広域連合長の職責を担わせていただくことになりました東広島市長の藏田でございます。当広域連合の健全なる運営と発展に全力で取り組んでまいり所存でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

後期高齢者の医療制度につきましては、制度開始当初におきましては混乱も生じたわけではございますが、現在では、十分定着してきておるところでございます。当広域連合の運営におきましても、県内各市町をはじめ、皆様の御協力をいただきながら、安定した運営が行われてきました。今後、高齢者医療の費用負担のあり方や医療費の適正化などの課題があるわけではございますが、被保険者の皆様方が安心して利用していただけるよう県内各市町や関係機関と十分連携しながら、引き続き安定した制度の運営に努めてまいりたいと考えております。さて本定例会におきましては、平成 25 年度歳入歳出決算認定をはじめ、条例の制定、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。これらの案件につきましては、後ほど御説明を申し上げますところではございますが、皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山本一也）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（山本一也）

日程第1「仮議席の指定について」を議題といたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。この際、御報告いたします。一身上の都合により、8名の方から辞職願が出され、閉会中につき、それぞれ福山市の高橋輝幸議員、小林茂裕議員については5月15日付け、広島市の金子和彦議員、元田賢治議員、米津欣子議員、太田憲二議員については6月19日付け、呉市の北川一清議員については9月5日付け、府中町の梶川三樹夫議員については9月24日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

△ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（山本一也）

次に、日程第2「議長の選挙について」についてを議題とします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。この指名は、臨時の議長において行いたいと思っております。これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定しました。それでは、議長に1番金子議員を指名します。お諮りいたします。1番金子議員を議長の当選者と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本一也）

御異議なしと認めます。よって、1番金子議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました金子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。

協力誠にありがとうございました。

○議長（金子和彦）

ただいま議長に選出いただきました金子でございます。一言御挨拶をさせていただきます。広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄であるとともに、身の引き締まる思いでございます。今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金子和彦）

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程でございます。この追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として4番八條議員、24番中本議員を御指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名は、議長において行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。それでは、副議長に11番稲葉議員を指名します。お諮りします。11番稲葉議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって、11番稲葉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました稲葉議員が議場におられますので、当選の告知をします。それでは、稲葉議員を御紹介します。

○副議長（稲葉誠一郎）

福山市の稲葉でございます。さきほどは、副議長に選出いただきましてありがとうございます。微力ではございますが円滑な議会運営に寄与できますよう努力してまいりたいと思います。議員各位の御指導・御鞭撻、また御協力を心よりお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（金子和彦）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、藏田広域連合長、高見代表監査委員、小林広域連合事務局長、竹田事務局次長兼総務課長、山川業務課長、総務課平田企画財政係長、業務課伊崎課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。また、議場配付いたしました例月出納検査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第4 「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（金子和彦）

次に日程第4「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、林議員の退席を求めます。

○議長（金子和彦）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程されました議案第8号について御説明を申し上げます。本件は、北川一清氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員といたしまして林敏夫氏を選任することについて、御同意をお願いします。議案書（人事案件）の履歴書にございますように、林敏夫氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じております。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の林議員の入場を許可いたします。

○議長（金子和彦）

林議員の選任については、同意されました。

△ 日程第5 「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（金子和彦）

次に日程第5「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。本件は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にありますように入山欣郎氏は、平成18年6月大竹市長に就任をされまして、学識、経験ともに豊かな方であることから副広域連合長として適任と存じております。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第6 「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（金子和彦）

次に日程第6「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただ今上程されました議案第10号について、御説明申し上げます。本件は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にございますように、平谷祐宏氏は、平成19年4月尾道市長に就任されまして、学識、経験ともに豊かな方であることから副広域連合長として適任と存じます。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。ただいま、選任に同意されました副広域連合長を御紹介いたします。ただいま選任されました入山副広域連合長、平谷副広域連合長より挨拶があります。はじめに、入山副広域連合長。

◎副広域連合長（入山欣郎）

ただいま、副広域連合長の選任に御同意を賜りました大竹市長の入山でございます。副広域連合長を引き続き担うことになり、改めてその職責の重さを感じているところでございます。今後ともこの制度が円滑に遂行できますよう、微力ではござ

いますが、誠心誠意努力してまいりたいと思っておりますので、御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

続きますして平谷副広域連合長。

◎副広域連合長（平谷祐宏）

ただいま、副広域連合長の選任に御同意を賜りました尾道市長の平谷でございます。今後とも高齢者医療制度が円滑に遂行できますよう、微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金子和彦）

入山副広域連合長、平谷副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、御了承ください。

△ 日程第 7 「議案第 11 号 専決処分の承認について（平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」

○議長（金子和彦）

次に日程第 7 「議案第 11 号 専決処分の承認について（平成 25 年度 広島県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の 1 ページをお開きください。「議案第 11 号 専決処分の承認について（平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」でございます。この補正は、平成 25 年度財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入額の確定に伴い、

基金利子積立金の歳出予算に不足が生じたことによるもので、基金運用金の積み立てを行うために、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、まず5ページを御覧ください。歳出「2款 総務費」「1項 総務管理費」に2万円を追加するとともに、この財源とするため、同額2万円を4ページ歳入の「4款 財産収入」「1項 財産運用収入」へ追加しております。以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました、御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

専決処分の承認ということで、提案理由も分かるんですけども、まずその中で3点お尋ねをいたします。ひとつは臨時特例基金のマイナス3万5千円はなぜなのか。2つ目には、利率そのものが変わってきたのか。3つ目には予算編成に当たり甘かったのではないか。その理由はなぜかお尋ねします。

○議長（金子和彦）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

今の質問にお答えをいたします。5ページの表総務管理費のところ今回の補正額2万円ということでございまして、当初予算で運用益、基金の利子収入を見込むわけでございますけれどもどうしても実際の運用の結果、1年間の運用実績とのあいだには乖離がございまして。その乖離についてですね今回の補正という形でお願い

させていただいているものでございます。今予算編成が甘かったのではないかと
いった御指摘もいただいておりますけれども、私どもといたしましては、できるだけ
正確な予算見積りに努め、しっかりとした予算を組んでいきたいというふうに考え
ております。臨時特例基金の執行見込額が3万5千円減となったということでござ
いますけれどもこの執行見込み額8万6千円余でございましたところが実際には
12万2千円ということになりまして、運用利子の見込みの減ということで3万5
千円の減という形になっております。これはですからさきほど申し上げましたとお
り当初予算で利息収入を見込んでおりますがどうしても差が出るということで御理
解を賜ればと思います。

○議長（金子和彦）

本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論
を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案どおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数。よって、本件は承認されました。

△ 日程第8 「議案第12号 専決処分の承認について（平成25年度広
島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
」

○議長（金子和彦）

次に日程第8「議案第12号専決処分の承認について（平成25年度 広島県後期
高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とし
ます。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

(挙手)

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の6ページでございます。「議案第12号専決処分の承認について（平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」）でございます。この補正は、平成25年度給付準備基金の利子収入額の確定に伴い、給付準備基金利子積立金の歳出予算に不足が生じたことによるもので、基金運用金の積み立てを行うために、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。9ページ、それから10ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、まず10ページの歳出を御覧ください。

歳出「6款 基金積立金」「1項 基金積立金」に91万2千円を追加するとともに、この財源とするため、同額を9ページ歳入の「6款 財産収入」「1項 財産運用収入」へ追加をしております。以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

(挙手)

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

お尋ねしますが、利子収入額の確定に伴いという提案理由です、この給付というのは療養給付費のことをいうのか。その中の給付費準備基金利子積立金という基金制度のことなのか、それとも国と県と市町という当初予算書にあるわけですが、そのことについているのかお尋ねします。

○議長（金子和彦）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

(挙手)

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

これは、さきほど説明を申し上げましたとおり、給付準備基金という形で預金をしてございます。その利息収入のことです。

◆21番（佐中十九昭議員）

(挙手)

○議長（金子和彦）

21番。

◆21番（佐中十九昭議員）

療養給付費という意味があまりピンとこないのその中には、国と県と市町があるわけですね、その基金が63億あるわけですが、そのぶんの利子なのかどうかお尋ねします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

(挙手)

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

給付準備基金というものでございまして、私ども後期高齢者医療制度を運営していくに当たり、医療費が急激に増加したりした場合に備えて、あるいは保険料その他、国、県、市町等の支出金等の状況と実際の医療費の状況との間に若干の差があった場合に医療費の額が増えたときのための基金を設けているわけでございます。その給付をするための備えといった形での準備基金でございます。

○議長（金子和彦）

本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。
(賛成者起立)

○議長（金子和彦）

起立総数でございます。よって、本件は承認されました。

△ 日程第 9 「議案第 13 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（金子和彦）

次に日程第 9 「議案第 13 号 平成 25 年度 広島県後期高齢者医療広域連合 歳入歳出決算認定」を議題とします。本件の説明を求めます。なお、本件の説明については、長くなりますので、座って説明していただいても結構です。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

それでは「議案 13 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。私が議案書につきまして説明し、歳入歳出決算書附属書類及び主要な施策の成果説明書については事務局次長及び業務課長に説明させます。それでは、議案書の 12 ページ、13 ページを御覧ください。一般会計の歳入でございます。一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額が 10 億 2,877 万 7 千円、調定額、収入済額ともに 9 億 5,558 万 2,279 円でございます。次の 14 ページ、15 ページをお願いします。歳出でございますが、同じく一番下の歳出合計、予算現額が 10 億 2,877 万 7 千円、支出済額が 9 億 5,547 万 5,279 円、不用額が 7,330 万 1,721 円でございます。先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は 10 万 7 千円となります。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）
（挙手）

○議長（金子和彦）
事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

それでは、お手元の別冊3歳入歳出決算書附属書類により、一般会計について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。それでは別冊3の2枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算事項別明細書でまず歳入でございます。款ごとに御説明いたします。「1款 分担金及び負担金」でございます。右のページの収入済額は9億1,974万2千円で、全額23市町からの事務費分賦金でございます。「2款 国庫支出金」は、保険料不均一賦課負担金及び後期高齢者医療制度事業費補助金で、収入済額は、351万2,178円でございます。「3款 県支出金」は、全額が保険料不均一賦課負担金で、収入済額は316万9,178円でございます。「4款 財産収入」は、全額が基金の運用による利子収入で、収入済額は29万4,867円でございます。3ページ、4ページをお開きください。「6款 繰入金」でございます。これは、財政調整基金等の繰入金で、収入済額は2,855万8,299円でございます。「7款 繰越金」につきましては、収入の実績がなく、「8款 諸収入」の収入済額は30万5,757円となっております。続きまして、5ページ、6ページをお開きください。歳出について御説明いたします。「1款 議会費」は、広域連合議会の開催に係る経費で、支出済額は75万6,240円、不用額は114万8,760円でございます。「2款 総務費」は、事務費や光熱水費、職員手当や給料等負担金をはじめとする総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、支出済額は2億7,355万8,525円、不用額は1,007万8,475円でございます。この不用額のうち、7ページ、8ページにございます「14節 備品購入費」で、この備品購入費の不用額333万8,400円となっております。これは広域連合内のLAN用パソコン及びソフトウェア一式購入に係る不用額でございます。9ページ、10ページをお開きください。「3款 民生費」は、特別会計の事務費に対する繰出金で、支出済額は6億8,116万514円、不用額は5,691万1,486円で、これは、特別会計の事務費の縮減を行なったことによるものでございます。続いて、一つ飛びまして13ページをお開きください。こちらは、一般会計の「平成25年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書でございましたように、「3 歳入歳出差引額」及び「5 実質収支額」とも10万7千円でございます。以上でございます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。議案書は、16 ページでございます。16 ページからの歳入でございますけれども、18 ページ、19 ページをお開きください。表の一番下歳入合計でございますが、予算現額が3,913億6,397万1千円、調定額が3,692億5,718万6,210円、収入済額が3,692億5,538万2,832円、不納欠損額が10万2,390円、収入未済額が170万988円でございます。次に20 ページから23 ページにかけて歳出でございます。22 ページ、23 ページをお開きください。表の歳出合計欄でございます。歳出は、予算現額が3,913億6,397万1千円、支出済額が3,623億6,348万2,549円、不用額が290億48万8,451円でございます。先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載してございますけれども歳入歳出差引残額は68億9,190万283円となり、平成26年度に繰り越しをいたします。次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（山川聡吉）

（挙手）

○議長（金子和彦）

業務課長。

◎業務課長（山川聡吉）

それでは、別冊3歳入歳出決算書附属書類の後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。14 ページ、15 ページをお開きください。「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の12分の1相当分の市町負担金で、収入済額が584億1,019万973円でございます。「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、収入済額が1,224億7,813万2,335円でございます。16 ページ、17 ページをお開きください。「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、収入済額が306億596万7,933円でございます。「4款 支払基金交付金」は、現役世代が加入する健康保険組合等から医療給付費の10分の4相当分が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、収入済額が1,506億673万9,861円でございます。「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に拠出したし、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、収入済額が6,367万1,109円でございます。18 ページ、19 ページをお開きください。「6款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額が302万5,419円でございます。「8款 繰入金」は一般会計及び基

金からの繰入金で、収入済額は 26 億 509 万 5,370 円でございます。「9 款 繰越金」の収入済額は 40 億 5,985 万 9,689 円でございます。続いて、20 ページ、21 ページをお開きください。「11 款 諸収入」は、延滞金、預金利子、交通事故など第三者の行為により治療を受けた場合の第三者納付金等を収入したもので、収入済額は 4 億 2,270 万 143 円で、不納欠損額が 10 万 2,390 円、収入未済額が 170 万 988 円でございます。「11 款 諸収入」「3 項 雑入」「4 目 第三者納付金」の欄にあります収入未済額について説明させていただきます。この収入未済額 3 万 7,350 円は、1 件一人によるもので、喧嘩による医療機関での治療について、被害者が被保険者証を使用してかかった治療費の保険者負担分相当額について、加害者に請求したものが支払われなかったものです。引き続き加害者に納付の請求をしております。次に、その下の「5 目 返納金」の欄にあります収入未済額について説明させていただきます。この収入未済額 166 万 3,638 円は、医療機関等の窓口での一部負担割合が 1 割から 3 割に変更となったなどの場合に、被保険者に医療給付費の差額分を請求したものが一部未納となっているものでございます。なお、不納欠損額 10 万 2,390 円は、所得更正に伴い、平成 20 年度の負担割合が 1 割から 3 割となったために生じた一部負担割合の差額を、平成 20 年度から返納を求め続けてまいりましたが、所得が激減したことにより納付されず、時効が成立したものでございます。続きまして、歳出について御説明いたします。24 ページ、25 ページをお開きください。「1 款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額は 7 億 1,489 万 6,670 円、不用額が 3,236 万 9,330 円でございます。不用額のうち委託料の 2,926 万 3,747 円は、電算処理システムプログラムの独自開発の業務量の減少や支給決定通知書等作成業務委託の契約単価が予定価格を下回ったことなどによるものでございます。続いて、26 ページ、27 ページをお開きください。「2 款 保険給付費」は、療養給付費を中心とした被保険者への給付費と審査支払い手数料で、支出済額は 3,561 億 3,297 万 117 円、不用額は 289 億 5 万 9,883 円でございます。不用額については、主に、平成 24・25 年度の保険料率の設定を平成 23 年度に行いました際、一人当たりの医療給付費の伸び率を 3.09%と見込みましたが、これが平成 24 年度 0.3%、平成 25 年度 0.6%と大きく下回った事が主な要因でございます。続いて、28 ページ、29 ページをお開きください。「3 款 県財政安定化基金拠出金」の支出済額は、国・県と同額の 3 億 3,269 万 4 千円でございます。「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に対する拠出金で、支出済額は 6,951 万 8,163 円、不用額は 1,638 万 9,837 円でございます。「5 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業や健康増進事業などの保健事業に対する補助金を交付したもので、支出済額は 2 億 8,829 万 9,315 円、不用額は 1,764 万 1,685 円でございます。これは、市町の補助事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。続いて、30 ページ、31 ページをお開きください。「6 款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金への積立金で、支出済額は 29 億 8,935 万 4,419 円、不用額は 581 円でございます。「8 款 諸支出金」は、国庫負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は 18 億 3,574 万 9,865 円、不用額は 578 万 135 円ございま

す。不用額 578 万 135 円のうち 576 万 2,220 円は、保険料還付金が見込みを下回ったことによるものです。続いて、34 ページをお開きください。特別会計の「平成 25 年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明させていただいたとおり、「3 歳入歳出差引額」及び「5 実質収支額」とも 68 億 9,190 万円でございます。なお、この実質収支が多額となっておりますが、平成 25 年度の国庫・県支出金は、変更申請により減額すべきところ、国から変更申請せずに減額すべき金額を含めて歳入として保有するよう指示があったことに加えて、現役世代が負担する支払基金交付金の概算交付額も多かったことによるものでございます。平成 26 年度に行う、精算に伴う返還分相当額の財源となるものでございます。また、国庫支出金の返還財源などでの合計 75 億円の不足分については、給付準備基金から繰入する予定としています。続いて、35 ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、平成 25 年度末の時点での基金残高は、財政調整基金が 3 億 4,334 万 8 千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が 2 億 9,683 万 6 千円、後期高齢者医療給付準備基金が 63 億 6,202 万円となっております。以上で歳入歳出決算書附属書類の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）
（挙手）

○議長（金子和彦）
事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

最後に、別冊 4 主要な施策の成果説明書について、主なものを御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。まず一般会計から御説明いたします。4 ページをお開きください。4 ページの一般会計主要な施策の成果説明書「（2）後期高齢者医療特別会計繰出金事業」でございます。特別会計で行います、給付事業等に要する事務費及び、不均一賦課に伴う保険料収入減の影響分の補填財源として、一般会計から民生費として、特別会計へ事業費欄にございますように 6 億 8,116 万 514 円を繰り出したものでございます。続きまして、特別会計について御説明いたします。少し飛びますが 12 ページをお開きください。「（1）後期高齢者医療広報事業」でございます。後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。まず平成 25 年度は、平成 26 年度に保険料率の改定があったことから平成 26 年 3 月に、保険料率改定についてのチラシを作成し、7 紙の新聞に折込みをいたしました。また、被保険者証更新に関する周知のポスターとか制度全般を詳しく紹介したパンフレットを作成して配布しております。14 ページをお開きください。「（3）医療費適正化対策事業」でございます。「事業の内容」に記載しております表の上段、「レセプト点検」は、国保連合会へ委託し、レセプトの点検や、交通事故等の第三者行為のレセプト抽出、レセプトデータ修正などを行ったもので、参考にありますように平成 25 年度は 18

億 5,477 万 6 千円の給付費の削減が図られました。事業費は 9,600 万円でございます。次に医療費通知でございます。これは、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載し、年 3 回、延べ約 100 万件通知を行いました。事業費は、4,942 万 9,626 円です。次に「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」に関しましては、まず、ジェネリック医薬品希望カードを新規加入者に配付するとともに、次のとおり、平成 24 年度から開始した、後発医薬品差額通知を引き続き実施し、後発医薬品の利用を促進することによりまして、医療保険財政の改善でございますとか被保険者の自己負担の軽減を図りました。平成 25 年度につきましては、8 月に 35,908 人に通知いたしまして、このうち後発医薬品切替者数は約 38%にあたる 13,682 人、切替効果額は月額 1,614 万 6,159 円となっております。年額に換算して 1 億 9,000 万円余りを見込んでおります。事業費は、798 万円でございます。次に「重複・頻回受診者訪問指導」でございます。レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者に対して、保健師等により訪問指導を行い、適正受診を促進しました。平成 25 年度は、128 人を訪問指導した結果、約 63%の 80 人が改善され、効果額は月額 488 万 5,890 円、年額に換算して約 5,863 万円余りを見込んでおります。事業費は、241 万 5 千円です。次に 16 ページをお開きください。「(4) 療養諸費事業」でございます。表にございますように保険者が負担する療養給付費、あるいは、コルセット等治療用装具を作成した場合などに給付される療養費の給付等を行ったもので、各費目の件数、日数、費用額等につきましては一覧表のとおりで、合計の保険者負担額は、表の下から 3 行目の右から 2 列目のとおり、3,411 億 8,718 万 2,393 円でございます。また、その下は、レセプトの審査等や医療機関への支払いを国保連合会への手数料でございまして、7 億 453 万 4,433 円となっております。18 ページをお開きください。「(5) 高額療養諸費事業」でございます。月間で自己負担限度額を超えた場合に給付する高額療養費、そして年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合算した額が基準額を超えた場合に給付いたします高額介護合算療養費の給付を行ったもので、それぞれの件数と保険者負担額は上の表のとおりでございますが、合計額は 132 億 7,563 万 7,728 円でございます。またこのページの一番下の参考の表でございます「医療給付費の状況について」でございますが保険者負担額欄は、先ほど御説明いたしました 16 ページ療養諸費としてこのページの高額療養諸費を併せました医療給付費となります。全体で 3,544 億 4,060 万円余りでございます。平成 24 年度と比べまして、2.5%の増、一人あたりは 97 万 135 円で前年度と比べまして 0.6%の増ということになっております。19 ページを御覧ください。「(6) 葬祭費事業」でございます。被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者に対して 3 万円を支給するもので、平成 25 年度は合計で 2 万 1,307 件、6 億 3,921 万円の支給を行っております。21 ページをお開きください。「(8) 健康診査費補助事業」でございます。これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業に対し、8,214 万 1 千円の補助金を交付したもので、これらの受診を促進したものでございます。この表の 1 補助対象受診者数でございますが合計受診者数は 23,349 人、受診率 7.79%となっておりますが、前年度に比べ受診者数は 330 人増加いたしました。受診率は 0.18 ポイント減少

しておりまして、依然として低い水準にあります。このため、市町と取組を連携しながら、引き続き受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。22 ページをお開きください。「(9) 健康増進費補助事業」でございます。これは市町が実施いたします、ここの表にあります6つの区分の長寿・健康増進事業に対して補助金を交付し、被保険者の健康づくりを促進したもので、平成25年度につきましては、下から3つ目の人間ドック、一番下のその他の中にございます肺炎球菌予防接種事業などで延べ40事業に対しまして、2億615万8,315円の補助金を交付しております。前年度に比べまして4事業、1,140万円余りの増ということになっております。主要な施策の成果説明書につきましては、以上でございます。なお、その下の別冊5監査委員の決算審査意見書の説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、平成25年度の歳入歳出決算書等につきましては、8月20日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算の執行は、適正であるというふうに認めていただいております。

以上で「議案第13号平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。初歩的な質疑ですけれども特別会計について、1款から11款までで10款までが不納欠損や収入未済額がゼロです。昨年度はなぜそうなるのかお尋ねをするわけですが、11款で諸収入、延滞金、加算金及び過料のところに不納欠損として1億239万円とあり、公法上の債権、これは保険料の場合消滅時効ですね、私は、5年とみておるんですが2年という場合もあるわけで当保険は、何年なんですか。それから時効の中断については各市町へどう指導されておるのかお尋ねをいたします。一つ目は、1款から11款まであるけれども不納欠損や収入未済がゼロで11款にあるけれどもなぜなのかということをお尋ねしたい。二つ目には、時効のこと、三つ目には、同じく11款で収入未済額17億98万8千円とあります。23市町の広島県内で過去のデータをみると平成24年度で特別徴収を除いた普通徴収で97.32%が最低なんですね、神石高原町の99.8%が最高になるんですがこれらについて徴収義務は各市町が担うとこれまで答弁がありました。各市町の担当者は相

次ぐ各種の値上げで悲鳴をあげ四苦八苦ししています。これをどう改善していく方針なのかお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（金子和彦）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

佐中議員の質問にお答えをいたします。まず特別会計の歳入のほうで不納欠損や収入未済が第1款から10款までないのはなぜかという御質問でございますけれども、これにつきましては、それぞれ納入していただくところできちんと納入していただいて、未納がないということでございまして、そういう状況でこういう形になっております。その中で保険料の部分につきまして市町のほうで徴収に大変苦労されておるといったようなお話をいただいております。特別徴収、それから普通徴収ということで市町のほうで大変御苦労いただく中で後期高齢者医療制度を支える保険料の徴収について、格段の御協力をいただいておりますというふうに考えております。今回諸収入のところでは不納欠損が10万ほどございます。御質問の中でございましたがこれは、時効については5年ということでございます。この内容でございますけれどもこれは、平成20年度におきまして所得の更正によりまして平成20年度の医療費の負担割合が変わった方、具体的には1割から3割に変更となった方がございまして、そのためその一部負担金割合の差額について返納していただくという必要がありますけれどもその返納金について、滞納が生じ、市のほうと連携しながら滞納者との納付折衝を続けてまいりましたけれども生活状況がなかなか厳しく結果として5年の時効が成立したというところでございます。こうした保険料、それから一部負担金の返納金等々についてそれぞれ市町の方の御協力をいただきながら連携してこれからも適切に対応していきたいというふうに考えております。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

再質問です。通常の会計であれば、各市町ですらね現年度分とあるいは滞納繰越

分で分けられて処理をされるわけですが、ここはまったくそれがないわけですね。あるのは、諸収入であるとか雑入のほうにそれがあげられて会計上何か私ども異常に感じるのですが、各市町に債権については全部任せてそこで努力してもらおうんだという答弁がありましたけれども、会計上仕組みがどうなっているのかお尋ねします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

御質問にお答え申し上げます。さきほど資料の別冊の3歳入歳出決算書附属書類でございますけれども14ページのところをお開きいただければと思いますけれども、14ページ15ページのところで特別会計の事項別明細書というのがございまして、その一番上「1款 市町支出金」、「1項 市町負担金」、「1目 保険料等負担金」のところを見ていただきますと、15ページの一番左端、節というところですが、上から6段目くらいのところがございますとおり現年度分、過年度分と分けて計上させていただいております。

◆21番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

そうした現年度分と過年度分があるわけですが、払えない保険料が続くということで調べてみますと短期保険証、6か月以上が881人23年度、25年度で景気が良くなったといいながらもかなりの数が出ていると思うけれども短期被保険証、6か月以上は25年度何人、今出なかったら後でもいいです。その数字は通告しておりませんので、あればお願いします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

収納対策を効果的かつ効率的に行うために短期被保険者証を交付することで被保険者と折衝いたしまして納付相談の機会を増やすことが重要であるということで広域連合としては、原則として納期限が前年度末以前の保険料に滞納がある被保険者に対して2月と8月に短期被保険者証の交付を行っております。平成24年の8月1日現在の短期被保険者証の交付については1,897件、それから平成25年の8月1日現在の交付件数は1,910件となっております。

○議長（金子和彦）

本件については、ほかに質疑の発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立多数であります。本件は可決されました。

ここで議員の皆様申し上げます。まだ議案の審議にしばらくの時間を要すると思しますのでここで暫時休憩したいと思います。

再開は、14時50分から再開いたします。よろしく願います。

午後2時40分 休 憩

午後2時50分 再 開

△ 日程第10 「議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

それでは議会を再開いたします。

日程第10 「議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に

関する条例の制定について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の 24 ページでございます。それから別冊 6 平成 26 年第 2 回広域連合議会定例会議案資料の 1 ページでございます。説明は、別冊 6 の議案資料のほうでさせていただきます。1 ページを御覧ください。「議案第 14 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」でございます。1 の制定理由でございます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定によりまして、職員の育児休業等に関し、当広域連合では制度未制定でありました条例をこの度新たに制定し、育児休業、育児短時間勤務、部分休業について、それぞれ必要な事項を定めようとしたものでございます。2 の制定内容でございます。育児休業につきましては、アからエまでのとおり、育児休業をすることができない職員や、再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、育児休業の承認の取消事由等について定めるとともに、オのとおり、次のページにあります育児休業をしている職員等の給与等の取扱いを派遣元の県市町の例によることを定めるものでございます。次に 2 ページでございますが、カからは育児短時間勤務についてでございます。育児短時間勤務をすることができない職員や、育児短時間勤務が終了して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情、育児短時間勤務の承認の取消事由等を定めるとともに、ケのとおり育児短時間勤務をしている職員等の給与等の取扱いを派遣元の県市町の例によることを定めるものでございます。次にコからは部分休業についてでございます。部分休業をすることができない職員や 1 日の承認の時間、承認の取消事由を定めるとともに、3 ページでございますが、スのとおり部分休業をしている職員の給与の取扱いを派遣元の県市町の例によることを定めるものでございます。3 の施行期日は、公布の日からとしております。

以上、概要を説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 15 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 11 「議案第 15 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

それでは議案書は 29 ページ、そして別冊 6 の定例会議案資料は 4 ページにございます。別冊 6 議案資料のほうで説明させていただきます。議案資料 4 ページをお開きください。「議案第 15 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でございます。1 の改正理由でございます。広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定に伴いまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務時間、休暇等に関して条例で定める必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。2 の改正内容でございます。まず（1）及び（2）でございますが、育児短時間勤務職員等の 1 週間の勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りについて、任命権者が定める

規定を追加するものでございます。次に（３）の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り命ずることとし、（４）の年次有給休暇の日数については、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲とするものでございます。また次のページになりますが、（５）の職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについて、派遣元の県市町の例によることを定めるほか、字句の整備を併せて行うこととしております。３の施行期日は、公布の日からでございます。以上、概要を御説明申し上げます。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数であります。よって、本件は可決されました。

△ 日程第12 「議案第16号 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第12 「議案第16号平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

議案書の 32 ページでございます。「議案第 16 号 平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」でございます。歳入歳出予算それぞれに 10 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 5,554 万 8 千円とするものでございます。その内容につきましては、別冊 7 平成 26 年度一般会計補正予算（第 1 号）説明書の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。この補正の内容といたしましては、平成 25 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の精算に伴う返還金を、歳出予算に計上し、併せて財源として平成 25 年度決算剰余金を繰越金として追加したものでございます。以上、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 13 「議案第 17 号 平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 13 「議案第 17 号 平成 26 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

それでは、議案書は、35 ページでございます。「議案第 17 号平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございます。平成 26 年度特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 77 億 5,476 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,904 億 5,550 万 7 千円とするものでございます。この補正の主な内容といたしましては、平成 25 年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付額又は返還金をそれぞれ歳入歳出予算に計上し、併せて財源として平成 25 年度決算剰余金を繰越金として追加し、残額を後期高齢者医療給付準備基金に計上したものでございます。36 ページをお願いいたします。歳入でございますが、「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の 6 億 5,651 万 6 千円の追加は、平成 25 年度の市町負担金の精算に伴い、市町から広域連合へ追加納付していただく額を計上したものでございます。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 18 万 2 千円の追加は、海外療養費に係る保険者支援事業の追加申請分の 17 万 3 千円と、平成 25 年度の災害臨時特例補助金の精算に伴い、国から広域連合へ追加交付分の 9 千円を計上したものでございます。「8 款 繰越金」「1 項 繰越金」の 68 億 9,189 万 9 千円の追加は、前年度の決算剰余金を計上したものでございます。「10 款 諸収入」「1 項 延滞金、加算金及び過料」の 24 万 2 千円の追加及び「3 項 雑入」の 2 億 592 万 9 千円の追加は、平成 25 年度の延滞金、保険料還付金、健康増進事業補助等の精算に伴い、市町から返還等していただくものと、広島県国民健康保険団体連合会からの決算剰余金 1 億 8,164 万 2 千円の返還でございます。続きまして、次の 37 ページでございます。歳出でございますが、「1 款 総務費」「1 項 総務管理費」の 17 万 3 千円の追加は、海外療養費に係る保険者支援業務委託料を計上したものでございます。「6 款 基金積立金」「1 項 基金積立金」の 21 億 8,400 万 2 千円の追加は、繰越金と平成 25 年度国庫支出金等の精算に伴う追加交付及び返還金の差額を後期高齢者医療給付準備基金へ積立てる額を計上したものでございます。「8 款 諸支出金」「1 項 償還金及び還付加算金」の 55 億 7,059 万 3 千円の追加は、平成 25 年度の市町負担金、国庫負担金、県負担金等の精算に伴い、広域連合から市町、国及び県へ返還する額を計上したものでございます。

以上、概要を御説明申し上げます。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
ただいまの提案理由や説明の中でほぼ分かってきたわけですが、精算に伴うという理由ですが、この中に各市町の負担金約 6 億 5 千万、拠出金 69 億が主なものですが、市町負担金の 6 億 5 千万はこれからの負担について各市町がそれを補うのかどうか。これをお尋ねします。併せてですね、精算に伴うということですからこれが全額の数字をもって返還するのか、それとも返還する何割かを広島県広域連合でそれを措置することができるのかどうかお尋ねいたします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
ただいまの質問にお答え申し上げます。歳入の「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の 6 億 5,600 万円余につきましては、25 年度分の市町負担金の精算に伴いまして、市町から広域連合に追加納付していただく金額でございます。しいましてこれにつきましては、各市町のほうで予算措置していただいた上で、広域連合のほうへ追加納付いただくということをお願いするものでございます。全額になっているのかという御質問ですけれども全額をきちんと精算させていただくということでございます。

○議長（金子和彦）
本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）
ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本

件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（金子和彦）

起立多数です。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 1 4 「一般質問」

○議長（金子和彦）

日程第 14「一般質問」について議題といたします。21 番佐中議員と 28 番片山議員より発言の通告がございました。なお、申合せにより、議席番号順に質問をお願いいたします。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。2 項目にわたってお尋ねいたします。質問 1 平成 26 年度及び平成 27 年度の広島県後期高齢者医療広域連合特別会計の保険料率改定についてお尋ねします。今年 2 月の議会で保険料が改定されました。均等割額は平成 26 年度保険料は、43,735 円を 44,032 円に 297 円増に、所得割率は平成 26 年度保険料 8.35%を 8.43%、0.08%増に、賦課限度額は、55 万円から 57 万円に、均等割の軽減拡充保険料額、これが 67,709 円から 66,811 円にされ 898 円の減とされました。これの該当者は約 33,000 人と聞いております。全体の被保険者数は 377,447 人で均等割軽減拡充保険料で約 33,000 人を引くと 344,447 人となるが、約 10%の保険料減を現行 67,709 円を 66,811 円、よって 898 円の減にされ、これが全県的に広島県後期高齢者医療広域連合保険料改定の保険料の説明は、26 年 27 年は減としています。しかし、約 90%を占める均等割額保険料 26 年度保険料は 43,735 円を 44,032 円に所得割の保険料 26 年度保険料 8.35%を 8.43%に引き上げて広域連合保険料を決めております。なぜ、軽減する拡充部分の該当者のみ 10%部分を全体

の保険料として軽減したかのように発表し指導したのかお尋ねいたします。

二つ目には、もう一つは、この制度は、公費負担、国、県、市町、その他は50%で、残り50%は被保険者保険料は10%、その他若年世代からの支援40%の負担一部公費を含むとなっております。臨時特例交付金20億1,812万4千円一般会計繰入金26年度で7億6千万円、27年度で7億8千万円とあります。財政安定化基金借入、あるいは交付金これは県14億円としておりますが、法で50%の公費部分に入れているため被保険者は、まったく軽減になっておりません。保険料10%、25年度で310億9,413万円、26年度あるいは27年度で317億244万円とあります。約6億円増えております。残りの構成されている90%は皆軽減となっておりますのに被保険者数が増えた関係もありますが、なぜなのかお尋ねいたします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただいまの御質問にお答え申し上げます。一点目保険料についての御質問でございます。平成26年第1回広域連合議会定例会で御説明申し上げます。軽減後の一人当たりの保険料額は、現行の軽減制度と同様の計算方法で算出した場合は、67,810円で現行の保険料率との比較では101円の増加、均等割の5割と2割の軽減拡充後の場合は、66,811円で898円の減となりましたという説明をさせていただいたところでございます。約33,000の方が軽減拡充の恩恵を受け保険料が減少するということによりまして、その結果として広島県全体の一人当たり保険料額を引下げる効果があったということでございます。軽減措置の拡充が行われなかった場合、一人当たり保険料額は、軽減部分を除いた決定保険料額を予想被保険者数で除する事によって算出されますから第1回定例会で申し上げますとおり67,810円でございます。今回は軽減措置の拡充が行われたため一人当たり保険料額は、決定保険料額から軽減拡充により新たに軽減対象となった部分の所要額を差し引いて被保険者数で除する事によって算出されますので、第1回定例会で申し上げた66,811円という額になったということでございます。なお、平成26年1月24日付けで県内の各市町に一人当たり保険料額が前年比で898円減額になっているが、これは軽減拡充により新たに軽減対象となったごく一部の被保険者の保険料が低減されたことによるもので、必ずしも被保険者すべての保険料が低減されることを意味するものではなく、均等割額及び所得割率ともに上昇した結果、ほとんどの被保険者の保険料は増加するものであることに留意し、被保険者等への広報に努めていただくよう通知をし、お願いをさせていただいているところでございます。

二つ目の質問でございますが、保険料のみが増額となり他の収入が減額となっているのはなぜかという主旨かというふうに理解いたします。平成26年度の当初予

算において保険料は増加をしております。後期高齢者医療制度は、保険料率を2年ごとに設定しこれを特定期間として財政の均衡を保ち運営することとされております。保険料率の設定に当たりましては、2年間の療養給付費等の保険料を財源とする費用総額を見込み、そこから療養給付費等に対する公費負担部分を差し引き、負担すべき保険料総額を算定し、2年間同一の保険料率を設定いたします。特定期間2年間の療養給付費等と保険料額との関係について、簡略化して申し上げますと、たとえば、ある年度の公費負担等を差し引いた保険料で負担すべき療養給付費等が100、翌年度が20%増の120としますと、2年間で合計額は220となり、この2年間の保険料額は220ということでこれを2年で除した110が各年度の保険料額となります。このようなことから、保険料額については特定期間1年目の療養給付費等よりも伸びが上回り、2年目は療養給付費等の伸びよりも小さくなります。平成26年度は、この特定期間1年目であるため、傾向的に療養給付費等とこれに一定の割合で支出される公費負担よりも保険料額の伸びが大きくなっていることとなります。また、保険料率は2年間同率ですから保険料額については、結果として1年目に余裕を持たせて、2年目にこの余裕分を活用して2年間の均衡ある財政運営を図ることとされております。

次に平成26年度当初予算で公費負担額が平成25年度に比べ減となったことについてでございます。25年度当初予算の療養給付費等は24年度25年度の2年間の保険料設定時これは平成23年度に見込んだものでございますが、この時見込んだものですけれどもこの時見込んだ一人当たりの療養給付費等の伸び率の見込み等に対して実際の実績が大きく伸び率が下回るという結果となっております。このため、平成25年度の実績見込みを基に計画する平成26年度の療養給付費等が平成25年度当初予算額に比べ下回るということになりました。このためその公費負担額は、定率負担ということでございますから、公費負担額も25年度当初予算に比べ減となったものでございます。以上のようなことから、平成26年度当初予算では平成25年度当初予算に比べ保険料は増加し、療養給付費等に対する公費負担額は減少ということになりましたが、2年間の期間で見ますと、適切な財政運営が図られるものというふうに考えております。なお、公費負担部分につきまして、後期高齢者医療制度は特別会計の約98%を占める療養給付費の財源として、療養給付費負担金等の国、県、市町からの公費負担が50%、現役世代からの支援金が40%で、残り10%が保険料という仕組みでございます。この中で50%の公費負担は、国の調整交付金及び国が3/12、県市町がそれぞれ1/12の定率の負担分でございます。50%の公費負担分に含まれない国県市町からの支援金としては、保険料の軽減分や高額医療費等に対する国県の負担金、法定外の特例軽減分に対する国の臨時特例交付金等がございますが、これらは約10%の保険料を補填する財源で、平成26年度はいずれも前年度に比べて増加をしております。御質問の中で平成26年度の保険料317億円とございましたけれども、これは広域連合の市町からの保険料等負担金ということだと思っておりますけれども、その内訳といたしましては、被保険者の現年度保険料約255億円に加え、保険料の法定の均等割額軽減分を補填するための県市町からの財源約61億円を含んでいます。保険料等負担金は、御指摘のとおり平成25

年度に比べ約6億円増加しておりますけれども、このうち約5億円はこの法定の均等割額軽減分を補填するための県市町からの財源、基盤安定分とっておりますけれども6億円のうち5億円は県市町の基盤安定分ということでございます。このほか、保険料の抑制財源として財政安定化基金交付金が交付をされます。平成26年度当初予算では、療養給付費等に対する公費負担額以外のものについては、保険料額と同様増加をいたしております。なお、一般会計繰入金は、保険料を財源としない事務費に充てられ、平成26年度は、事務費の見直しにより減となったものでございます。以上でございます。

◆21番（佐中十九昭議員）

終わります。

○議長（金子和彦）

次の一般質問に移ります。

28番片山議員。

◆28番（片山元八郎議員）

28番片山元八郎でございます。神石高原町議会選出であります。私は先月の10月20日付けの産経新聞の主張、社説に当たるものですが、タイトルが高齢者と社会保障ということで能力に応じて負担したいという見出しで肝心の点は、非常にどぎついというか高齢者への過度な優遇をそろそろ見直してもいいのではないかと、ということで厚生労働省が75歳以上の後期高齢者医療制度で低所得者らの保険料を最大9割軽減する特例措置を段階的に廃止する方針を明らかにしました。年金についても人口減少などの影響を勘案し、支給額を自動的に調整するマクロ経済スライドと呼ばれる仕組みについて、デフレ下でも発動できるよう改め、支給額を抑制する考えで、少子高齢化はこれから本番、団塊世代が75歳以上となる平成37年度の社会保障給付費は、現在より40兆円ほど増え約149兆円に及ぶとみられ高齢者にも許容できる範囲で痛みを求めるのはやむを得まい、両案とも当然の対応だといえようという記事を見て、最初はですね、私は違和感を覚えたわけであります。しかし、違和感を覚えた理由というのが来春は、御承知のとおり統一地方選挙の年でございます。とんでもないことだというふうに思ったんですが、よくよく読んでみるとこの制度というものは現状のままでは早晚行き詰まるのではないかという思いがいたしたのであります。本日全て認定されました例えば別冊資料の4なんですが、8ページのところに総括としてこういう文言がございます。「歳入は現役世代からの支援金である支払基金交付金が40.8%と最も多く、次いで国庫支出金が33.2%、保険料を含む市町支出金が15.8%、県支出金が8.3%となっておりこれらの合計額で歳入の98.1%を占める。」この現役世代からの支援金40.8%というところを今更ながら私びっくりしたというか認識不足でありました。もう一つ、別冊5の決算審査意見書でございますが、監査委員の指摘の中でむすびの24ページのところなんですけれども、「後期高齢者医療制度の実施に当たっては、被保険者の理解を得

ることが重要であり、今後も引き続き、国や県、各市町と連携し、被保険者に分かりやすい広報の充実に努められたい。」というふうに指摘されています。

わが神石高原町、昨日11月5日合併10周年を迎えます。合併当時は1万2千人の人口でしたが、この人口、現在は1万人でございます。2千人減です。20年後には、5千人未満いう統計もでております。わが町の牧野町長は常々持続可能という言葉が多用されますが、私はこの制度も持続可能な制度を維持するためには、やはり高齢者にも無用な不安や混乱が広がらぬよう丁寧な説明と時間をかけて移行すべきと考えますが、連合長の見解を伺いたいと思います。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

質問にお答え申し上げます。保険料軽減の特例措置の見直しについての御質問でございます。後期高齢者医療制度は、世帯の所得に応じた保険料の軽減という措置が設けられております。低所得者の軽減としては、所得割の7割、5割、2割の軽減。被用者保険の被扶養者であった者の軽減としては、2年間に限り均等割5割軽減と、所得割の賦課なしというものでございます。これらの軽減による不足分は、3/4を県、1/4を市町の財源により補填をしております。御質問は、これとは別に後期高齢者医療制度が始まるに当たりまして、激変緩和の観点から、今申し上げました軽減措置とは別に毎年度予算によりまして、特例措置が実施されております。すなわち低所得者の更なる保険料軽減ということで、均等割7割軽減を9割及び8.5割の軽減とし、また所得割の5割軽減を実施。被用者保険の被扶養者であった者の更なる保険料軽減として、期限なく均等割において9割軽減を実施しております。これらは概ね臨時特例交付金として軽減による不足分を国から補填をされております。現在、持続可能な社会保障制度の確立ということが、大きな課題ということでございます。そういった中で後期高齢者医療制度におきましては、この保険料軽減の特例措置、更なる軽減措置の見直しにつきまして、今、国の社会保障審議会医療保険部会において、議論が重ねられているというふうに承知をいたしております。私どもといたしましては、現在、国において検討中でございます。国において何らかの結論が得られて制度改正を行うといった場合には、被保険者に対しまして正確にそしてできるだけ分かりやすい説明に努めるなど適切に対応してまいりたいと考えております。

◆28番（片山元八郎議員）

終わります。

○議長（金子和彦）

それでは、一般質問を終わります。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 26 年第 2 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。まずもって議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を改めてお願いしながらしっかり努めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（金子和彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議をいただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 35 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 金子 和彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 山本 一也

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 八條 範彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 中本 正廣